

火災通報装置

1 用語の定義

この基準に用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 火災通報装置とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作することにより電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- (2) 手動起動装置とは、火災通報装置専用である押しボタン、遠隔起動装置等をいう。
- (3) 蓄積音声情報とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に関する情報をいう。
- (4) 通報信号音とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- (5) 試験装置とは、回線を捕捉しない状態で火災通報装置の試験を行うための「消防機関の119番受信装置に代わる試験を行うための装置」をいう。
- (6) NTTアナログ回線とは、NTT西日本のアナログ方式の電話回線をいう。
- (7) ISDN回線とは、NTT西日本のISDN回線をいう。なお、ISDN回線は、1回線に2以上の信号チャンネルを有し、同時に2以上の端末機器を使用することができる。
- (8) NTTアナログ回線等とは、NTT西日本のアナログ回線又はISDN回線をいう。
- (9) IP電話とは、IP（インターネットプロトコル）ネットワーク技術を利用して提供する音声電話サービス等に係る電話回線をいう。
- (10) 直収電話とは、NTT以外の電気通信事業者による固定電話（IP電話を除く。）をいう。
- (11) IP電話回線等とは、NTTアナログ回線又はNTTのISDN回線以外のインターネットプロトコル電話等の電話回線をいう。
- (12) ダイヤル方式とは、端末機器から選択信号を送出する方式をいう。電話回線には使用できるダイヤル方式により、ダイヤル回線10パルス、ダイヤル回線20パルス、プッシュ回線がある。
- (13) ターミナルアダプター（以下「TA」という。）とは、アナログ端末機器をISDN回線に接続するための信号変換装置をいい、火災通報優先接続型TA以外のTAをいう。
- (14) 火災通報優先接続型TAとは、火災通報装置をISDN回線に接続する際に火災通報装置が発生する信号を他の端末機器が発する信号に優先してISDN回線に接続し送出する機能を持ったものをいう。
- (15) TA等とはTA又は火災通報装置優先接続型TAをいう。
- (16) DSUとは、ISDN回線等におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置でISDN回線の終端に接続するものをいう。
- (17) アナログ端末機器とは、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等でアナログ信号を発する機器をいう。
- (18) デジタル端末機器とは、パソコン等でデジタル信号を発する機器をいう。
- (19) 特定火災通報装置とは、火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）第2、1の2に規定されるスピーカー及びマイクを用いて、受話器を取り上げることなく通話ができる機能（以下「ハンズフリー通話機能」という。）を有する火災通報装置をいう。
- (20) 移報用装置とは、自動火災報知設備の火災信号を他の防災機器に移報するための装置をいう。
- (21) 無線移報用装置とは、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないものにおいて、感知器からの無線信号を受けて他の防災機器に移報する装置をいう。
- (22) 連動停止スイッチ箱とは、自動火災報知設備と火災通報装置との間に接続され自動火災報知設備からの火災信号を停止する機能を有するものをいう。

- (23) 新型火災通報装置とは、火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成28年消防庁告示第6号）による改正後の火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）に適合する火災通報装置をいう。
- (24) 回路終端装置等とは、回路終端装置その他のIP電話回線等を使用するために必要な装置をいう。
- (25) UPSとは、無停電電源装置をいう。

2 一般事項

- (1) 政令第23条第3項に規定する「消防機関へ常時通報する事ができる電話」には携帯電話及び119番通報が行えない一部の固定電話（050系の電話番号を持つIP電話等）は該当しないものであること。
- (2) 省令25条第1項に規定する歩行距離は、防火対象物の出入り口から、最寄りの消防署の受付までの距離とすること。
- (3) 火災通報装置の工事は、原則として甲種4類の消防設備士の資格を有する者が行わなければならないが、電源部分の工事及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第71条の規定に基づく工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第3条3号に該当する電話回線との接続工事については、この限りでない。
- (4) 着工届には、概要表又は接続電話回線が確認資料を添付し、火災通報装置に接続する電話回線の種別及びダイヤル方式を明らかにすること。
- (5) 自動火災報知設備の作動との連動に係る工事は、火災通報装置の改造に該当することから、着工届及び設置届の届出並びに検査が必要になること。
なお、着工届の届出の際、連動に係る関係図書（配線図、仕様書、メッセージ内容、機器図等）の写しを添付するよう指導すること。
- (6) 火災通報装置の設置にあたっては、別記1の内容について関係者に指導すること。
- (7) 火災通報装置の接続電話回線等が適合していない場合には、別記2の内容について関係者に指導するとともに、所要の措置を講じさせること。
- (8) 火災通報装置に接続する電話回線の種別を、NTTのアナログ回線又はNTTのISDN回線から、通話するために回路終端装置等を使用するIP電話回線等に変更する場合は、着工届及び設置届並びに検査が必要となる。
法第17条の14に規定する着工届、法第17条の3の2に規定する設置届及び検査の届出及び実施を指導すること。
なお、通話するために回路終端装置等を使用しないIP電話回線等に変更する場合であっても、設置届の届出を指導すること。
- (9) 回線終端装置等のみを取替える場合も、設置届等の届出を指導すること。

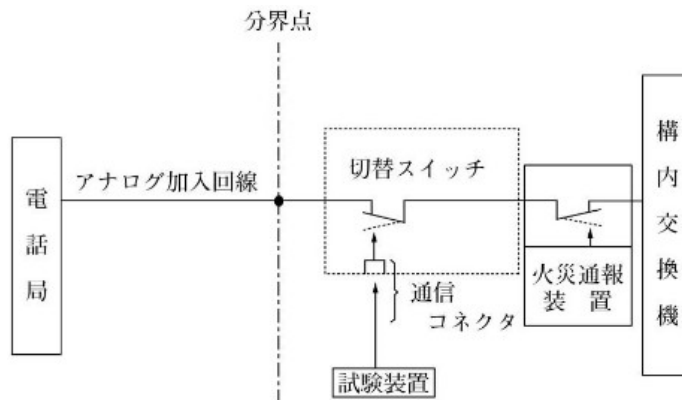
3 設置場所等

- (1) 火災通報装置は、防災センター等常時人のいる場所に設置すること。この場合、努めて自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。
- (2) 火災通報装置の操作部（手動起動装置、モニター部、発報表示及び非常用送受話器）と分離しているものの制御部は、管理室等の維持管理のできる場所に設けることができる。
- (3) 遠隔起動装置を設ける場合は前（1）に準ずることとし、火災通報装置を設けた場所との間で通話ができる装置を備えること。
- (4) 火災通報装置の手動起動装置、非常用送受話器及び遠隔起動装置には、標識等により、その旨を明示しておくこと。
- (5) 手動起動装置及び遠隔起動装置には、いたずら等により通報されることを防止するための措置を

- 講じておくこと。
- (6) 火災通報装置の直近には専用の非常用送受信器を設置すること。
 - (7) 一般用の電話機を非常用送受信器として使用するものは、専用のもので火災通報装置の直近に設け、かつ、他の電話機等と明確に区別させること。
 - (8) 火災通報装置をISDN回線に接続するためのTA等は、当該火災通報装置と同室に設けること。
 - (9) TA等には火災通報装置が接続されている旨の表示を見やすい位置に付すこと。
 - (10) 火災通報装置及びTA等は、湿気、埃等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設置すること。
 - (11) 地震等による転倒防止措置を講じること。

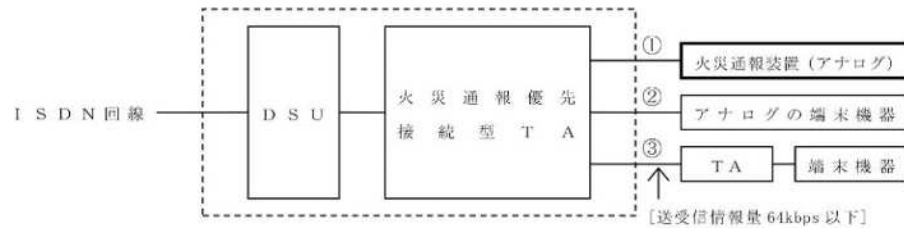
4 電話回線との接続

- (1) 火災通報装置は、NTTアナログ回線等又はIP電話回線等に接続すること。
- (2) NTTアナログ回線等に接続する場合、次により必要な措置を施すこと。
 - ア 火災通報装置又はTA等と電話回線の接続は、プラグジャック方式又はアダプタ式ジャック方式によること。
 - イ 火災通報装置のダイヤル方式設定を接続する電話回線のダイヤル方式と適合させること（自動でダイヤル方式を選択する火災通報装置の場合を除く。）。
 - ウ NTTアナログ回線との接続
 - (ア) 火災通報装置をNTTアナログ回線に接続する場合は、使用頻度の最も少ない加入電話回線の構内交換機と分界点との間に第1図の例により接続し、構内交換機の内線側には接続しないこと。



第1図

- (イ) 一のNTTアナログ回線に2台以上の火災通報装置を接続しないこと。
- (ウ) 火災通報装置を接続したNTTアナログ回線には、自動で呼出しに应答する機器（FAX及び留守番機能付電話等をいう。）を接続しないこと。
- (3) ISDN回線との接続
 - 火災通報装置は、次によりTA等を介してISDN回線へ接続すること。
 - ア 火災通報優先接続型TAを用いる場合（第2図参照）
 - (ア) 火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。
 - (イ) 火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該TAのデジタル端末機器用端子に接続する場合、送信情報量は64kbpsまでとし、その旨を表示すること。



- 1 火災通報装置は、（優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子）に接続すること。
- 2 火災通報優先接続型 T A 等を介して接続する場合は、（アナログの端末機器用端子）及び（デジタルの端末機器用端子）にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、（デジタルの端末機器用端子）に接続するデジタルの端末機器又は T A の送受信情報量を 128kbps とすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタルの端末機器又は T A を接続する場合は、その送受信情報量を 64kbps 以下とすること。

第 2 図【火災通報優先接続型 T A を用いた接続例】

イ T A を用いる場合（第 3 図）

- （ア）火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。
- （イ） I S D N 回線に接続する端末機器は、火災通報装置とその他の端末機器一つまでとし、 I S D N 回線の一つの信号チャンネルを火災通報装置専用として確保すること。
- （ウ）火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該 T A のデジタル端末機器用端子に接続する場合、送信情報量は 64kbps までとし、その旨を表示すること。



- 1 火災通報装置は、（アナログの端末機器用端子）に接続すること。
- 2 火災通報装置以外の端末機器は、（アナログの端末機器用端子）又は（デジタルの端末機器用端子）のいずれかに 1 個のみ接続すること。
- 3 デジタルの端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を 64kbps 以下とすること。
- 4 （デジタルの端末機器用端子）には、他の T A を接続しないこと。

第 3 図【火災通報優先接続型 T A 以外の T A を用いた接続例】

（ 4 ） I P 電話回線等との接続

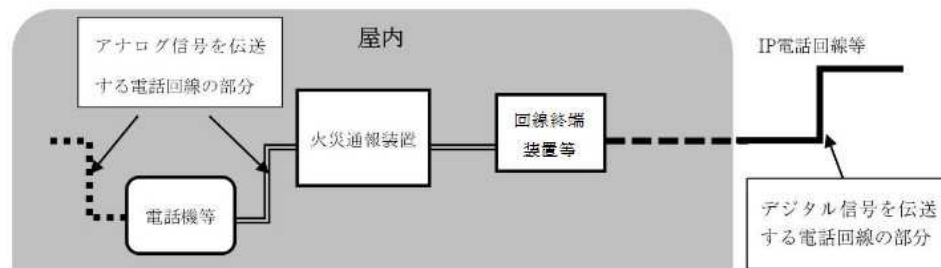
- ア 新型火災通報装置又は特定火災通報装置が設置されていること。
- イ 火災通報装置と電話回線との接続が次により行われ、通報が適切に、かつ、確実に行えること。
 - （ア） I P 電話回線等のうち 119 番通報が可能な電話回線に接続すること。
 - （イ）火災通報装置が接続される電話回線に他の電話機等の端末機器を接続する場合は、次の a 又は b を参照とし、端末機器の使用中でもあって、火災通報装置が支障なく優先して起動するも

のであること。

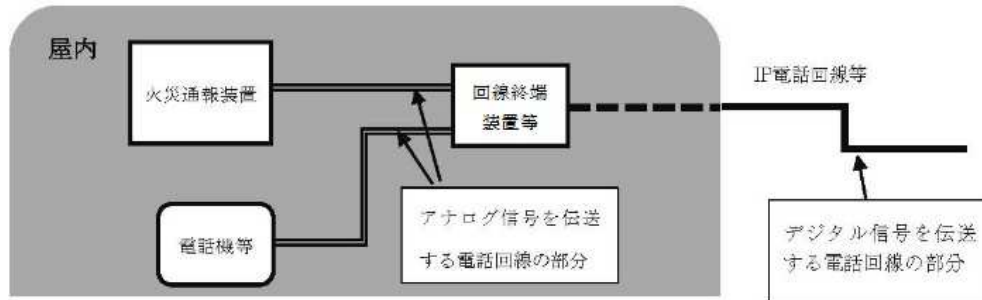
凡例

====	: 電話回線を適切に使用することができ、かつ、他の機器等が行う通信の影響により火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない部分
- - -	: 電話回線を適切に使用することができない部分
.....	: 他の機器等が行う通信の影響により火災通報装置の機能に支障が生ずるおそれのある部分

- a : 屋内のIP電話回線等のうち回線終端装置等から電話機、ファクシミリ等の通信機器までのアナログ信号を伝送する電話回線の部分に、当該通信機器の影響を受けないように接続する



- b : 回線終端装置等に複数のアナログ端末機器接続用の端子があり、火災通報装置が接続されている端子以外の端子に通信機器等が接続する例



(ウ) 回線終端装置等とIP電話回線等接続は、ブラックジャック方式又はアダプタ式ジャック方式により行うこと。

5 自動火災報知設備と火災通報装置との接続

(1) 起動方法

火災通報装置の起動は、感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件(中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等)と連動して起動すること。

(2) 自動火災報知設備と火災通報装置の接続方法

自動火災報知設備と火災通報装置は次により接続すること。

ア 移報用装置、無線移報用装置及び連動停止スイッチ箱(以下「移報用装置等」という。)は、受信機の直近で点検が容易な位置に設けること。

イ 移報用装置等を接続することにより、自動火災報知設備の機能に支障をきたさないこと。

ウ 移報用装置等の電源は、停電時に出力できる端子から供給されるものであること。ただし、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないものは、火災通報装置又は電池から供

給することができる。

エ 移報用装置等の電源を受信機又は火災通報装置から供給する場合は、停電時、自動火災報知設備又は火災通報装置の作動に支障のない容量を有していること。

オ 移報用装置等を接続する配線は、「自動火災報知設備」9第11表に示す屋内配線に準じたものであること。

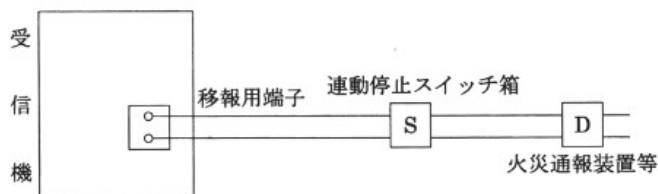
カ 受信機に移報用装置、連動停止スイッチ箱を接続する場合は、移報用端子等の仕様を確認したうえで接続すること。

キ 受信機の移報用端子又は移報用装置に移報を停止するスイッチ及び移報が停止中であることを明示する表示灯が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を接続しないことができる。ただし、この場合において、当該スイッチを用いて連動を停止する際には、火災通報装置をはじめ、それに接続されている設備等のすべての連動が停止することとなるので留意すること。

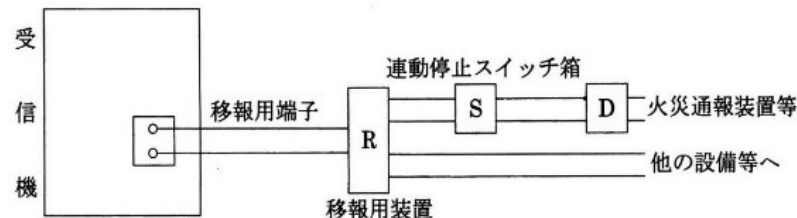
ク 受信機と移報用端子等の接続方法等は、次の(ア)から(オ)のいずれかによること。

(ア) 受信機に移報用端子が設けられていて使用されていない場合

注1 移報用端子には「火災通報装置専用」である旨を表示すること。



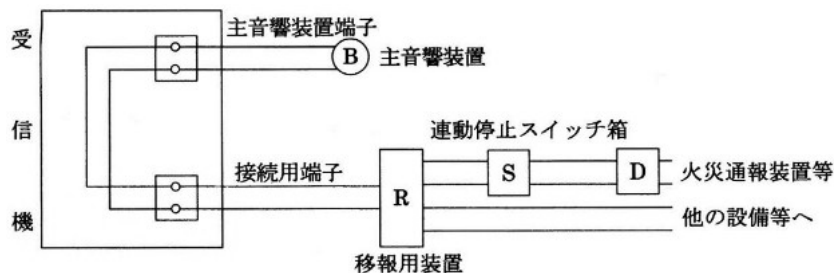
(イ) 受信機に移報用端子が設けられていて、すでに他の設備等に使用されている場合



注1 移報用装置は、多回線のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えること。

注2 移報用装置の当該端子には「火災警報装置専用」である旨の表示をすること。

(ウ) 受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の設備等に使用されている場合



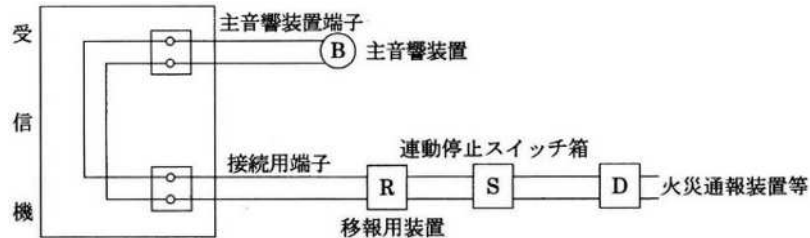
注1 移報用装置は、各回線のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えること。

注2 移報用装置の当該端子には「火災警報装置専用」である旨の表示をすること。

注3 主音響装置停止スイッチには「移報連動用」である旨の表示をすること。

注4 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものであること。

(エ) 受信機に接続端子が設けられていない場合

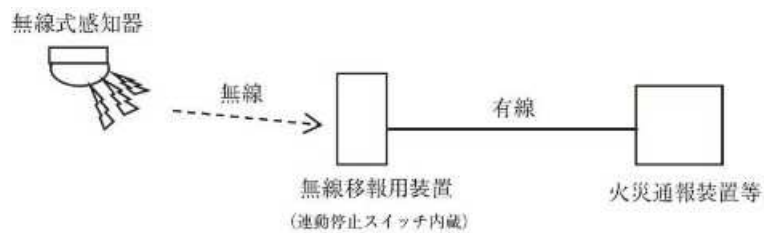


注1 新たに接続端子を設け、当該接続端子および移報用装置には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

注2 主音響装置停止スイッチには「移報連動用」である旨の表示をすること。

注3 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

(オ) 受信機を設けない特定小規模施設用自動火災報知設備と連動する場合



注1 連動停止スイッチが内蔵されていない無線移報用装置については、連動停止スイッチ箱を別に設けること

注2 無線移報用装置には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

(3) 非火災報防止対策

自動火災報知設備は、次のいずれかによる非火災報防止対策を講じるよう指導すること。

- ア 蓄積式の感知器、中継器又は受信機
- イ 二信号式の受信機
- ウ 蓄積付加装置
- エ 設置場所の環境状態に適応する感知器の設置
- オ アナログ式感知器の設定表示温度等の変更

(4) 留意事項

自動火災報知設備及び火災通報装置の作動時の対応が適正に行われるよう、次の事項について防火対象物の関係者に周知すること。

- ア 自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させること。
- イ 通報訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
なお、通報訓練後は必ず復旧すること。
- ウ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講

じること。

6 通報メッセージ

(1) 手動起動による場合

ア 火災通報装置の蓄積音声情報の通報内容は、次によること。

- (ア) 通報信号
- (イ) 火災である旨の固定されたメッセージ
- (ウ) 通報対象物所在地
- (エ) 通報対象物名
- (オ) 電話番号
- (カ) 呼び返し信号を案内するメッセージ

ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、ピ（通報信号音）
火事です。火事です。（火災である旨の固定されたメッセージ）
市 町 丁目 番 号（通報対象物所在）
保育園（通報対象物名）
電話番号は - です。（電話番号）
逆信してください。（呼び返し信号を案内するメッセージ）

イ 特定火災通報装置の蓄積音声情報の通報内容は、次によることとし、（ア）から（オ）の順に送出されるものであること。

なお、（ア）から（オ）までの通報内容については、2回繰り返し送出されること。

- (ア) 通報信号
- (イ) 火災である旨の固定されたメッセージ
- (ウ) 通報対象物所在地
- (エ) 通報対象物名
- (オ) 電話番号
- (カ) ハンズフリー通話に切り替わる旨のメッセージ

ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、ピ（通報信号音）
火事です。火事です。（火災である旨の固定されたメッセージ）
市 町 丁目 番 号（通報対象物所在）
保育園（通報対象物名）
電話番号は - です。（電話番号）
ハンズフリー通話に切り替わります。（ハンズフリー通話に切り替わる旨のメッセージ）

(2) 自動火災報知設備が作動による場合

ア 火災通報装置を使用した場合

- (ア) 通報信号
- (イ) 自動火災報知設備が作動した旨のメッセージ
- (ウ) 通報対象物所在地
- (エ) 通報対象物名
- (オ) 電話番号
- (カ) 呼び返し信号を案内するメッセージ

ピン、ポーン、ピン、ポーン（通報信号音）
自動火災報知設備が作動しました。（自動火災報知設備が作動した旨の固定されたメッセージ）
市 町 丁目 番 号（通報対象物所在）
老人福祉施設 園（通報対象物名）
電話番号は - です。（電話番号）
逆信してください。（呼び返し信号を案内するメッセージ）

イ 特定火災通報装置

蓄積音声情報の通報内容は、次により（ア）から（カ）の順に送出されるものであること。
なお、（ア）から（オ）までの通報内容については2回繰り返し送出されること。

（ア）通報信号

（イ）自動火災報知設備が作動した旨のメッセージ

（ウ）通報対象物所在地

（エ）通報対象物名

（オ）電話番号

（カ）ハンズフリー通話に切り替わる旨のメッセージ

ピン、ポーン、ピン、ポーン（通報信号音）
自動火災報知設備が作動しました。（自動火災報知設備が作動した旨の固定されたメッセージ）
市 町 丁目 番 号（通報対象物所在）
老人福祉施設 園（通報対象物名）
電話番号は - です。（電話番号）
ハンズフリー通話に切り替わります。（ハンズフリー通話に切り替わる旨のメッセージ）

7 機器等の機能

（1）火災通報装置

ア 火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）に適合するものであこと。

イ 認定品を使用すること。

（2）TA等

ア 火災通報装置の通報メッセージを正確にISDN回線に送出できるものであり、かつ、消防機関からの呼び返し等を的確に火災通報装置に伝達できることが確認されている機器を使用すること。

イ 火災通報優先接続型TAの機能は、次によること。

（ア）火災通報優先接続型TAに接続される火災通報装置以外の端末機器を使用中に火災通報装置を起動した場合、火災通報装置の通報が優先されること。

（イ）火災通報装置を起動した場合には、火災通報装置が起動中である旨の表示がなされていること。

（3）無線移報用装置

無線移報用装置は火災通報装置の付属装置として取扱うものとする。また、当該装置については、無線移報用装置の第三者機関による性能試験を受けたものを使用するよう指導すること。

8 電源等

（1）火災通報装置の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。

ア 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、省令第12条第1項第5号の規定に準じること。

イ 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。

(2) 火災通報装置及びT A等の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、火災通報装置とT A等の電源は、併用できる。

(3) 電源の開閉器には、火災通報装置専用である旨の表示を付すこと。

(4) T A等には、予備電源を備えることとし、次によること。

ア 予備電源は、火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）に定める火災通報装置の予備電源に準じた容量とすること。

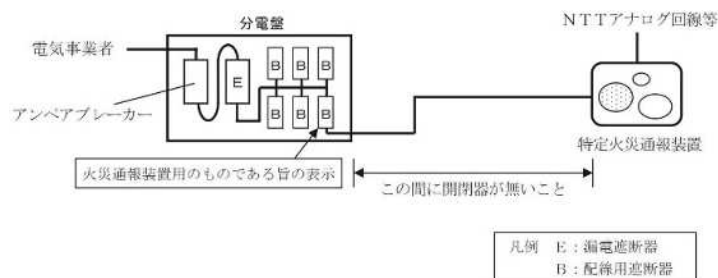
イ 予備電源は、火災通報装置の予備電源と兼用できる。この場合、火災通報装置とT A等それぞれに必要な容量の合計の容量を確保すること。

ウ 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。

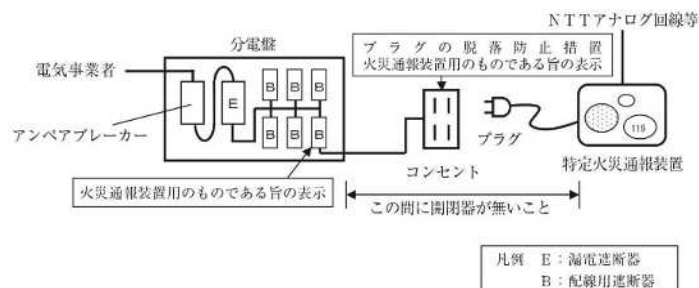
エ 密閉型蓄電池に交流・直流変換装置を付加した無停電電源装置を設ける場合は、常用電源と予備電源を兼ねることができる。

(5) 特定火災通報装置の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとることができる。（第4図、第5図参照）

なお、電源配線中にコンセントを用いる場合は、延焼コードを使用せず、特定火災通報装置の電源プラグを直接コンセントに差し込み、プラグの脱落防止の措置を講じるとともに、コンセント部分に火災通報装置用のものである旨を表示すること。



第4図【配線中にコンセントを用いない場合】



第5図【配線中にコンセントを用いる場合】

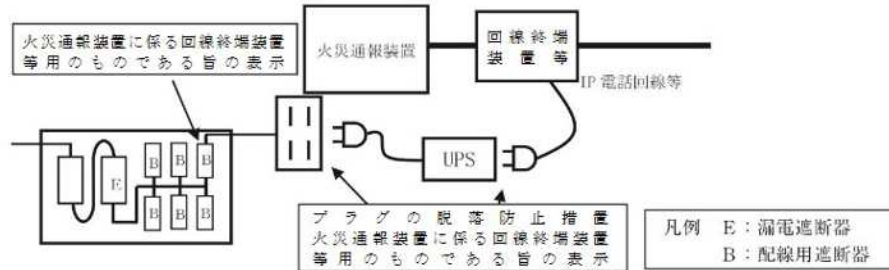
(6) 通話するために回路終端装置等が必要なI P電話回線等に接続する場合、回路終端装置等の電源が次により設置されていること。

ア 蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。なお、電源を分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとる場合はこの限りでない。

イ 回線終端装置等の電源部分又はコンセント部分には、火災通報装置に係る回路終端装置等用の

ものである旨を表示すること。（第6図参照）

ウ 電源配線中にコンセントを用いる場合は、延長コードを使用せず、回路終端装置等（UPSを介して接続する場合はUPSを含む。）の電源プラグを直接コンセントに差し込み、プラグの脱落防止の措置を講じること。（第6図参照）



第6図【IP電話回線等に接続する場合の設置例】

(7) IP電話回線等を使用するための回線終端装置等には、待機状態を60分間継続した後、10分間以上火災通報を行うことができる容量の予備電源が設けられていること。

なお、共同住宅等においては、配線方式等（光配線方式、VDSL方式及びLAN配線方式）により、火災通報装置が設置された住戸等内の回線終端装置等以外に、共用部分にも回線終端装置等が設けられることがあり、この場合は、共用部分に設置された回線終端装置等にも予備電源を設置すること。

9 火災通報装置を設置しないことができる防火対象物

次のいずれかに該当する防火対象物は、政令第32条を適用し火災通報装置を設置しないことができる。

- (1) 自動火災報知設備の受信機又は副受信機及び消防機関へ常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置され、その電話付近に操作方法及び通報内容が明示されている防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 政令別表第1(5)項イ（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）のうち、宿泊数が10以下であるもの。
 - イ 政令別表第1(6)項イ(3)又は(4)（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）に該当するもの
 - ウ 政令別表第1(6)項八（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）のうち、通所施設であるもの。
- (2) 前(1)以外の防火対象物（政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）を除く。）で、次のすべての要件に該当するもの
 - ア 省令12条第1項第8号に規定する防災センター等に自動火災報知設備の受信機又は副受信機及び常時消防機関へ通報することができる電話が設置されていること。
 - イ 前アの電話付近に電話の操作方法及び通報内容が明示されていること。
 - ウ 当該防災センター等には、24時間体制で複数の勤務員が確保されていること。
- (3) 政令別表第1(5)項イ並びに(6)項イ、ロ、及びハに掲げる防火対象物以外の防火対象物で、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ア 防火対象物の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（MNO）のサービスエリア範囲内である。

イ 消防法第17条の3の2に規定する検査の際、携帯電話での通報が可能であることが確認できる。

9 自主設置となる火災通報装置の取扱いについて

- (1) 政令第23条の規定の適用を受けない防火対象物に火災通報装置を設置する場合であっても、法令基準に準じて設置するとともに届出を行うこと。
- (2) 一般住宅には設置しないこと。